



石川県スポーツトレーナー連絡協議会 (IST) 入会案内

ISHIKAWA SPORTS TRAINERS ASSOCIATION FOR CERTIFICATION

IST 設立の目的

石川県においてスポーツを中心とした地域医療に貢献している団体・組織が参画し、それぞれの知識と技能を活かし、会員の緊密な連絡・提携を行う。また、財団法人石川県体育協会スポーツ医・科学委員会の医事運営に協力する。さらに、研修会、講習会などを通じてスポーツ医・科学に基づく資質の向上を図り、トップアスリートからジュニアおよび高齢者に到る幅広い意味でのスポーツ選手の競技力維持・向上と県民の健康づくり（健康保持・増進）に寄与することを目的として設立されました。

認定会員についての必要条件

- (1) 以下の医療団体・組織に所属していること。
 - ・石川県スポーツドクター協議会
 - ・石川県アスレティックトレーナー連絡協議会
(公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー)
 - ・(公社) 石川県理学療法士会
 - ・(公社) 石川県柔道整復師会
 - ・(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会
 - ・(公社) 石川県鍼灸師会
 - ・その他、本会が妥当と認めるもの
- (2) 上記、設立目的に賛同し、本会の活動あるいは生涯研修に参加、協力できること。
- (3) IST が開催する認定スポーツトレーナー養成講習会（90分1単位で24単位）をすべて受講していること。
- (4) 認定登録票の提出。
- (5) 認定登録料が支払われていること。

※上記、5項目の条件がすべて揃った時点で、所定の認定登録の手続きを行って頂きます。その後、認定証を発行します。認定証の発行をもって IST 認定会員となります。

認定登録の手続き

- (1) 認定スポーツトレーナー養成講習会が終了したことを確認するため、講習会日程評価表（受講票）を提出してください（最終講義開始時、受付に提出。忘れた方は郵送にて最後に記してある IST 総務部宛に送付してください。郵送費はご本人が負担してください）。
- (2) 認定登録票の送付
◇登録作業担当者（IST 総務部）から「認定登録票」「記入見本」を送付します。PCをお持ちの方はメールにて添付資料で送付しますので、件名を「IST 認定登録」とし、

下記担当者まで、氏名と所属団体名を記入しメールをお送りください。

《メール送付先.》： I S T総務部

西川典孝 e-mail : nishikawa.4d5n@kyf.biglobe.ne.jp

※PCをお持ちでない方（メール不可、あるいは、メールは携帯しかできない）
最終講習終了時に、受付にて「認定登録票」「記入見本」をお渡しします。

(3) 記入見本を参考にしながら認定登録票を記入してください。

◇メールの方は、記入事項に間違いがないか、あるいは記入漏れがないかを確認し、完成しましたら担当者へ送信してください。その際、データを保存しておいてください。

◇郵送の方は楷書で分かりやすく記入してください。記入事項に間違いがないか、あるいは記入漏れがないかを確認し、完成しましたら担当者へ郵送にてお送りください。郵送料はご本人負担となります。また、記入した認定登録票のコピーを保管しておいてください。

(4) 認定登録票に添付する顔写真の送付（携帯での写真は不可）

◇メールの方は、認定登録票の送信の際、胸より上、あるいは顔だけを写した写真データとともに送信してください。（写真ファイルには氏名を記入すること）

◇郵送の方は、認定登録票に記載してあるサイズの写真を2枚、認定登録票とともに送ってください。（写真裏に氏名を記入すること）

(5) 認定登録料の納付

◇認定登録票をお送り頂きましたら、認定登録料の納付を行ってください。

◇認定登録料は¥10000（4年分）となります。

◇下記、口座から振り込みをしてください。

・振込口座

ゆうちょ銀行間の振込

記号：13180 番号：12989391

他の金融機関からの振込

ゆうちょ銀行

店名：三一八 店番：318 普通預金 口座番号：1298939

・口座名義：石川県スポーツトレーナー連絡協議会

※通信欄に、必ず氏名を記入すること

※なお、振込記録により領収書の代わりとしてください。本会からの領収書の発行はいたしません。

(6) 認定証の発行

◇認定登録票（顔写真）と認定登録料の納付が確認されましたら、認定証を作成します。

◇認定証の発行をもって、IST認定会員といたします。

◇認定証の発行は認定講習会を受けた年度の次年度から4年間有効となります。

◇認定証裏面に認定証に関する注意事項が書かれています。

◇認定書の発行は、確認がとれ作成を開始してから1ヶ月以内に発送いたします。諸事情により若干、発送が遅れる場合もありますことをご容赦ください。

認定会員に関わる事項

(1) 認定会員としての有効期間は4年となります。

(2) 会員として有効期限が近づき、認定会員の継続を更新する場合は以下の条件が必要となります。

- ・認定期間4年間で12単位以上の単位取得を行ってください。(認定登録規定参照)
- ・単位は、本会が主催する、または、承認する研修会、講習会やトレーナー活動となり、詳細については随時、お知らせいたします。
- ・基本的な単位取得は認定継続研修(学術研修・活動研修)を受講することです。認定継続研修会は本会が主催する、または承認する研修会ならびに講習会、活動となります。
- ・認定継続研修会を受ける場合の受講料は理事会で決定し、その都度お知らせいたします。

(3) 認定会員の活動としましては、各種競技会や競技団体(国体等)、クラブチーム、あるいは県内学校運動部へのトレーナーとしての派遣、県民の健康・体力づくり事業への参画など、(公財)石川県体育協会スポーツ医・科学委員会の支援を基軸として、その活動を展開していく予定です。それらの活動へ認定会員は参加することができます。詳細については随時、お知らせいたします。

(4) 本会を退会したい場合は、事務局への届け出るとともに、認定証の返還を行ってください。その際、認定受講料や認定登録料の返還はできませんのでご了承ください。

認定登録に関してご不明な点などがございましたら、下記、IST総務部までご連絡ください。

認定登録票に記入頂きましたデータは、個人情報保護の観点から、本会におきまして厳重に保管するとともに、本会での活動目的以外では使用しないことを明記いたします。

【IST総務部(登録作業に関わる事項)連絡先】

〒920-0805 金沢市小金町17-18 二葉鍼灸療院 田中良和

TEL/FAX:(076)253-8778 e-mail:sfutaba@lilac.ocn.ne.jp

〒920-2302 白山市河内町ふじが丘14 にしかわ接骨院 西川典孝

TEL:(076)272-3323 FAX:(076)272-3634

e-mail:nishikawa.4d5n@kyf.biglobe.ne.jp

【事務局】

〒921-8045 金沢市西金沢3-451-2 ときわ鍼灸院内

TEL/FAX:(076)269-8917 e-mail:tuiteru@taupe.plala.or.jp

